



第3122990016号

## 毒物劇物一般販売業登録票

氏名 セイコー産業東京株式会社

(法人にあっては、その名称)

店舗の所在地 東京都葛飾区東新小岩三丁目14番4号

店舗の名称 セイコー産業東京株式会社

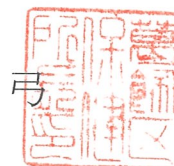
毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の一般販売業者であることを証明する。

令和5年5月24日

葛飾区保健所長

清古

愛



有効期間 令和5年7月26日から

令和11年7月25日まで

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、葛飾区長に対して書面により審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、葛飾区を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。